琴平町高齢者保健福祉計画
・第７期琴平町介護保険事業計画
概要版

１．計画策定の趣旨

琴平町では、高齢者が介護や療養が必要となっても、医療・介護・住まい・生活支援などに関わる切れ目のないサービスを受けながら、地域で安心して暮らしていく「地域包括ケア」を推進しています。

「地域包括ケア」のイメージ

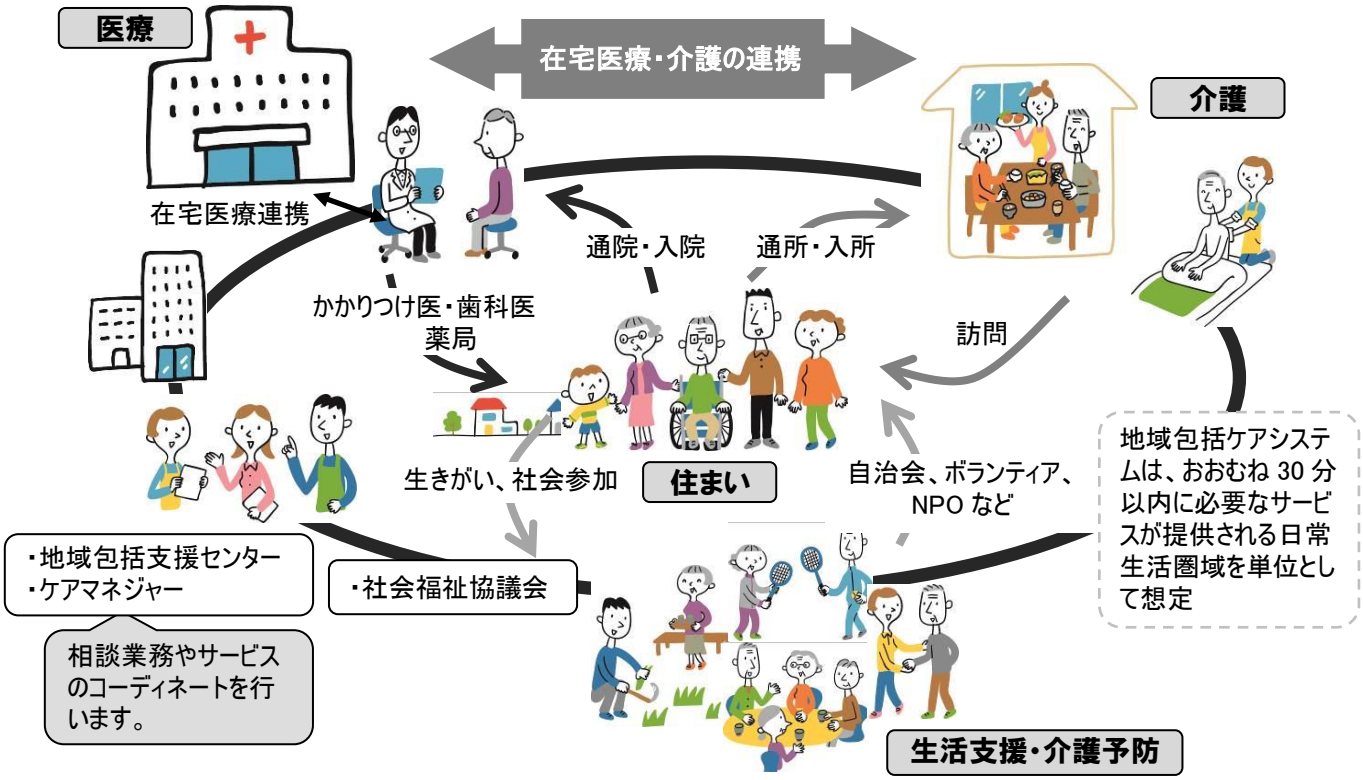

一方、社会保障費が年々増加する中、介護保険制度の持続可能性を維持することがわが国の課題となっており、国では、平成 30 年度から、保険者である市町村が、高齢者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援・重度化防止に取り組むよう、制度改正を行いました。

また、高齢者のみならず、地域住民全体への福祉のあり方として、同じく平成 30 年度から、他人事ではなく「我が事」として、支援が必要な人を分野ごとではなく「丸ごと」支えていく「地域共生社会」づくりを進めるために、「地域福祉計画」を根幹に、その分野別計画として、高齢者、障がい者、子育て支援などの各計画を定めるよう、国による制度改正がなされたところです。

本計画は、こうした国の動向や町民のニーズ等を踏まえ、高齢者が積極的に社会参加しながら、いきいきと安心して生活ができる「地域包括ケア」を一層推進していくために、具体的な取り組みの方向や、介護保険サービス給付費の見込みなどを定めるために策定します。

計画期間は、平成 30～32 年度（2018～2020 年度）です。

2. 計画の基本的な考え方

本町では、人口減少と高齢化が進行する中で、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、高齢者とそれを支える家族や地域住民すべてが明るく活力に満ち、健やかに暮らせるまちをめざします。

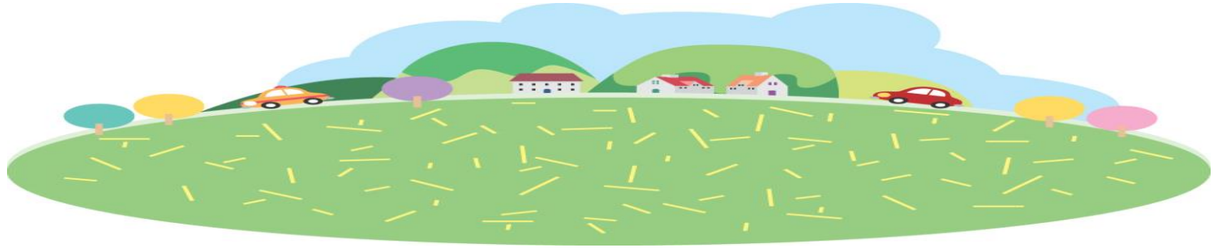

≪基本理念≫

高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち

≪基本目標≫

1　心身ともに健やかに暮らせるまち

高齢者が元気であり続けるよう、心身の健康を維持し、地域で自立した生活を継続すること、また、要介護状態になってもその重度化を防止するために、介護予防・健康づくりの取り組みを進めます。
また、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の早期発見・早期対応、ケアをする家族への支援に努めます。

≪施　策≫

(1)介護予防・健康づくりの推進

フレイルの進行予防に着目しながら既存の取り組みを一層発展させるとともに、新たな取り組みを進めることにより、介護予防・健康づくり活動への参加者の拡大を図っていきます。

※「フレイル」……加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護などの危険性が高くなった状態。

(2)認知症施策の推進

「早期発見・早期対応」を基本に、認知症対策を推進します。
子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための啓発、住民自身による認知症予防の取り組みへの支援、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携による認知症の人の生活支援を推進します。

2　地域ぐるみで支え合うまち

保健・医療・介護・福祉に関わる機関の連携を強化しながら、地域包括ケアを推進します。
さらに、高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って暮らしていくことができるよう、社会参加の促進を支援していきます。

(1)地域包括ケアの強化

高齢者が住み慣れた場所で、安心して長く暮らし続けられるよう、様々な支援がその高齢者の状態に合わせて包括的に提供される「地域包括ケア」をめざして、介護・医療サービスの充実を図るとともに、地域住民と介護や医療の専門職による高齢者支援の連携・協力ネットワークづくりを進めます。

(2)支え合い活動の推進

高齢者がいる世帯が6割という超高齢化の時代に、安心して生活するために、「支え手」・「受け手」という関係を超えて、誰もが「我が事」として地域支え合いの役割を果たす「地域共生社会」づくりを進めます。

(3)生きがいづくりの推進

高齢者が、培ってきた知識や技術、経験などを活かして、就労や生涯学習・スポーツ・文化活動などを行い、高齢者自身の生きがいづくりや、地域の活性化につなげていきます。

3　安全で、安心して暮らせるまち

防災・防犯・交通安全対策など、安心して暮らせるまちづくりや高齢者の権利擁護の取り組みを進めます。
さらに、高齢者が、地域の中で安心して自立した生活を継続できる環境整備に努めます。

(1)生活安全対策の推進

防災・防犯・交通安全対策を進め、すべての人が安全に暮らせるまちづくりを推進します。

(2)権利擁護の推進

加齢に伴い心身機能が低下した高齢者の権利侵害を防止するため、関係機関と連携しながら、高齢者虐待防止対策を推進するとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の利用促進に努めます。

(3)快適な生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、心身機能の変化に対応した自宅の改修の促進や移動手段確保の支援、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

3. 第７期介護保険事業計画

（1）被保険者数・要介護認定者数の推計

介護保険の被保険者は、65 歳以上の第１号被保険者と 40～64 歳の第２号被保険者に区分されます。

今後、第１号被保険者数、第２号被保険者数ともに、減少傾向で推移するものと見込みます。

一方、要介護認定者数は、要介護状態になる割合が増える 75 歳以上の被保険者が今後も増加すると想定されることから、増加傾向と推計されます。

被保険者数・要介護認定者数の推計

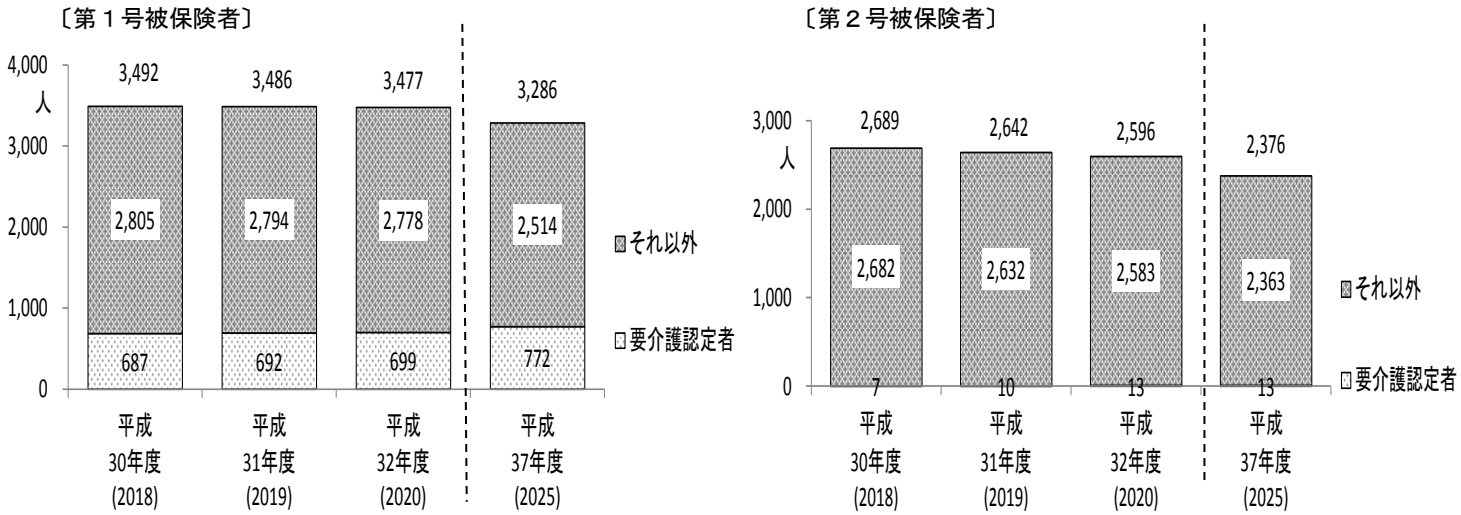

（2）第1号被保険者介護保険料の設定

第１号被保険者の介護保険料は、介護保険給付費の見込み等をもとに、３年ごとに、保険者である市町村が決定します。

介護保険の財源は、第１号被保険者の保険料、第２号被保険者の保険料、公費で構成されており、第１号被保険者の保険者は、給付費の 23%をまかないます。

第７期介護保険事業計画では、第１号被保険者の介護保険料の基準月額が 6,008 円必要と推計しましたが、住民負担を考慮し、第６期介護保険事業計画の基準月額と同額の 5,764 円（年額 69,200 円）と設定しました。

なお、介護保険料は、所得段階により、この 0.5～1.7 倍となります。

介護保険の財源構成（居宅サービスの場合）

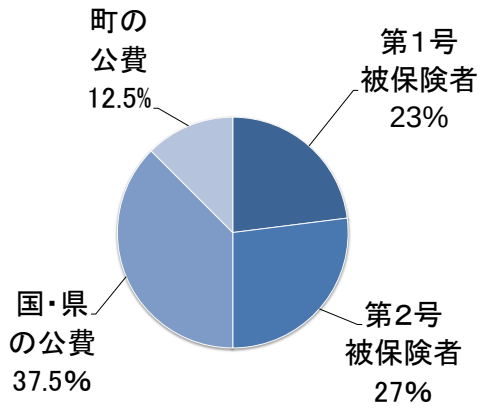

第７期介護保険事業計画期間（平成 30～32 年度）の介護保険料基準額

年額	69，200 円
月額	5，764 円